



PRESS RELEASE



2024年4月23日

各 位

会 社 名 北越コーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫
(コード番号：3865 東証プライム)
問合せ先 広報室長 外川 義治
電 話 03-3245-4500

株主提案に関する書面受領のお知らせ

当社は、昨日、当社株主である Oasis Japan Strategic Fund Ltd. 及び Oasis Investments II Master Fund Ltd. (以下「提案株主ら」といいます。) より、2024年6月開催予定の当社第186回定時株主総会における議題として、取締役の選任等に関する株主提案 (以下「本株主提案」といいます。) を行う旨の2024年4月19日付けの書面を受領しましたので、お知らせします。なお、本株主提案に対する当社取締役会の意見につきましては、慎重に検討・審議のうえ、決定し次第、本株主提案の詳細とともに速やかにお知らせします。

なお、本株主提案に関連して、提案株主らの関係会社であると解される Oasis Management Company Limited に対して、同社の提出している大量保有報告書の変更報告書の記載内容に疑義があるため、本日、添付のとおり、質問状を送付致しましたので、併せてお知らせします。

以上

2024年4月23日

Oasis Management Company Limited
Chief Investment Officer Mr. Seth H. Fisher

北越コーポレーション株式会社
代表取締役社長CEO 岸本 哲夫

当社株式に関する変更報告書の提出について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、本年4月22日に、貴社の関係会社であると解される Oasis Japan Strategic Fund Ltd. 及び Oasis Investments II Master Fund Ltd. から、同月19日付けの株主提案書（以下「本株主提案」といいます。）を受領し、現在、その必要要件への適合性のチェック等を進めておりますが、これに関連して、当社が、2024年3月31日を基準日とする当社株主名簿を精査していたところ、同日時点において、貴社が実質的に保有されている当社株式の数（以下「実質保有株式数」といいます。）が、2023年3月31日時点における実質保有株式数に比して8,345,000株、株券等保有割合にして約4.44%減少していることが判明致しました。

しかしながら、貴社が、当社株式について最後に提出された大量保有報告書の変更報告書（以下「変更報告書」といいます。）は、2023年3月2日に株券等保有割合が1%以上増加したことを示す同月9日付け変更報告書 No. 7 であって、同日以降、本日に至るまで、当社株式については、追加の変更報告書は全く提出されていません。

ご高承のとおり、変更報告書は、金融商品取引法上、その提出事由が発生した日から5営業日以内に提出する必要があります（同法27条の25第1項）。にも拘らず、貴社が、株券等保有割合の1%以上の減少を提出事由とする変更報告書を、（提出事由が発生した日として考え得る最も遅い日である）2024年3月31日から3週間以上提出されていない理由は、①提出を懈怠されているか、又は、②貴社は、8,345,000株を貸株として貸し出したに過ぎず、当社株式に係る株券等保有割合が減少していないかのいずれかであると考えられます。もっとも、上記②の貸株を行った場合には、ご高承のとおり、貸し出した株式について、大量保有報告書の「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に、対象会社の株式を貸し付けている旨並びに相手方及び数量等を記載した変更報告書を提出する必要があります（金融庁企画市場局「株券等の大量保有報告書報告に関するQ&A」問9（令和2年変更））が、かかる変更報告書も、（提出事由が発生した日として考え得る最も遅い日である）2024

年3月31日以降、3週間が経過した今日に至るまで、特に提出されていません。なお、貴社は大量保有報告書に関する「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」の記載を、令和3年10月26日付けで提出した訂正報告書においては1カ月以上、令和4年8月16日付けで提出した変更報告書No.4においては4カ月以上遅延して提出しております。

以上からすると、遺憾ながら、貴社は、当社株式8,345,000株を処分したにも拘らず、その旨の変更報告書の提出を懈怠されているか、当社株式8,345,000株を貸株として貸し付けたにも拘らず、大量保有報告書の「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄の記載を変更する旨の変更報告書の提出を懈怠されているのではないかとの疑念を持たざるを得ません。貴社グループは、前述したとおり、既に本株主提案を行われており、当社の一般株主の皆様にとって、貴社グループによる当社株式の保有状況に係る情報は、その投資判断上、極めて重要な情報であることはいまでもありません。この点、2023年12月25日に公表された「金融審議会『公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ』報告」においても、「2008年金融商品取引法改正により、大量保有報告制度の違反抑止の観点から、大量保有報告書等の不提出及び不実記載が課徴金制度の対象とされた。他方、その後も大量保有報告書等の提出遅延等は相次いでおり、大量保有報告制度の実効性が確保されていないとの指摘がされている。特に近時は、共同保有者の認定に係る立証の困難性を奇貨として、複数の者が暗黙裡に協調して株券等を取得していることが疑われる事例も見受けられるとの指摘がされている」と明記されており、大量保有報告書制度の実効性強化の必要性が謳われているところです。

従いまして、貴社におかれましては、上述の当社の疑念が果たして正しいのか、それとも当社の誤解によるものか等につき、速やかに当社及び当社の一般株主の皆様にご説明下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、当社の株価は、本年4月19日の終値ベースで1,320円であったところ、4月19日以降最初の営業日であった昨日(4月22日)、当社の関係では特段のニュース等がなかったにも拘らず、88円(6.67%)も急騰しております。本株主提案と何か関係があるのかは不明ですが、貴社グループにおきましても、情報管理には万全を期していただきますよう、念のため申し添えさせていただきます。

敬具